

ヒトES細胞の分配機関に関する指針（平成三十一年文部科学省告示第六十九号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（令和四年三月三十一日 一部改正）</p> <p>（人クローン胚の作成に用いられた体細胞の提供者の個人情報 の保護）</p> <p>第十四条 人クローン胚を用いて樹立されたヒトES細胞の分配に携わる者は、体細胞の提供者に関する情報について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、当該情報の保護に最大限努めるものとする。</p> <p>第十五条 「略」</p> <p>第十六条 「略」</p> <p>第十七条 「略」</p>	<p>（平成三十一年四月一日 策定）</p> <p>「条を加える。」</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>第十五条 「同上」</p> <p>第十六条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	